

平成31年度第1回新潟市清掃審議会会議概要

開催日時	平成31年4月22日（月）午後2時～午後4時10分	
会場	新潟市役所本館6階 第3委員会室	
出席者	出席委員	山賀会長、西條委員、住吉委員、関谷委員、西海委員、 阿部委員、井下田委員、石本委員、小林委員、鈴木委員、 鶴巻委員、渡部委員 計12名 (欠席 中澤副会長、石井委員、星島委員)
	事務局	環境部長、循環社会推進課長、廃棄物対策課長 ほか
主な議事	<p>1 開会</p> <p>2 議題</p> <p>(1) 新潟市の上位計画について</p> <p>(2) 現計画の基本的事項について</p> <p>(3) 現計画における事業の実績について</p> <p>(4) 現計画における課題と社会情勢について</p> <p>(5) 一般廃棄物処理施設（焼却施設）のあり方について</p> <p>3 その他</p> <p>4 閉会</p>	
主な議題	<p><審議の進め方></p> <p>それぞれの議題について資料に基づき事務局が説明を行った後、委員からの意見・質問を受け審議を進めた。</p>	

＜議題＞（主な質問・意見等）

（１）新潟市の上位計画について

- 新潟市の一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の内容で他都市と比べて特徴的な部分はどこか。

市～ 施策の数が非常に多いところではないかと考えている。

- 新潟市環境基本計画の施策を見ると、低炭素社会の創造と循環型社会の創造がそれぞれ独立しているように見える。低炭素社会と循環型社会はシンクロする部分も多くあるが、どのように考えているか。

市～ 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画では、主に循環型社会の創造について記載しているが、ご指摘のとおり低炭素社会についても考えていかなければならない。次期計画については、そういった部分も注視して策定を進めていく。

（２）現計画の基本的事項について

- 基本理念で「環境先進都市」という言葉が出てくるが、新潟市が平成 25 年に政府より選定された「環境モデル都市」と同義の言葉なのか。

市～ 「環境モデル都市」は国の制度の名称であり、理想的な姿に向かって取り組む都市という意味合いがある。一方で、一般廃棄物（ごみ）処理基本計画で記載している「環境先進都市」は、目指すべき理想的都市像という意味であり、「環境モデル都市」とは若干意味合いが異なる。そのため、「環境モデル都市」として様々な取り組みを行った結果、「環境先進都市」に至るという流れになる。

- 「環境モデル都市」は 2050 年度までに CO₂ を 2005 年度比で 80% 削減するという目標があるが、新潟市も同様の目標設定をしているのか。

市～ 「環境モデル都市」として取り組む中で、「アクションプラン」を策定しており、2050 年までに CO₂ を 80% 削減することを目標としている。

（３）現計画における事業の実績について

基本方針 1 家庭系ごみを減らす 3 R 運動の推進と三者協働

- 基本施策 1 のごみ分別アプリについて、どういった機能があるのか。また、アプリは利用する年齢層が限られると思うが、どういった背景の中で導入されたのか。

市～ アプリは大学生・専門学校生などの若年層をターゲットとして導入した。導入当時は、自治体も広報手段としてアプリを利用していくという動きがあり、ターゲットに合った情報提供手段の一環として導入したという背景がある。

機能としては、ごみカレンダー機能、分別検索機能、ごみ出しアラーム機能等を搭載している。

- 基本施策1のごみ出し支援事業について、登録団体数が伸び悩んでいることが課題として挙げられているが、利用希望者が多いにも関わらず、登録団体が伸びていないという状況なのか。

市～ 東区・中央区・西区については比較的登録団体が多く、それ以外の区については団体数が多くないという状況。ただし、ごみ出し支援事業には登録していないが、隣家のごみ出しを手伝っているというケースもある。また、自治会・町内会長には制度の案内をしているが、浸透していない場合もある。今年度は、会長へのアプローチだけでなく、コミュニティ協議会や社会福祉協議会にも周知する試みを考えている。

- 事業全体を通して、事業者と協働して実施している事業はあるのか。例えば、基本施策3の古布・古着のリユースは、市だけでなく民間のリユースショップ等でも行っている。そういった事業者との連携は図っているのか。

市～ 現在は連携をしていないが、行政と事業者との連携や役割分担については、事業者の動きを踏まえながら、整理をしなければならないと考えている。

- 基本施策3の使用済小型家電拠点回収についてはテレビ等も出す事ができるのか。テレビはごみ集積場や粗大ごみ等には出す事ができないと聞いた。テレビ等どの家庭からも排出されるようなものの処分方法等をよりわかりやすく周知した方がよい。

市～ 使用済小型家電拠点回収については、縦15cm×横35cm×奥行20cm以内の家電製品を対象として回収している。テレビ、エアコン、冷蔵庫、洗濯機・乾燥機は家電リサイクル法の対象品目となっており、拠点回収には排出できない。家電品目によって処分方法が異なり、わかりにくいということもあるので、現状ではごみ分別百科事典やホームページで周知をしている。

- 広報等において、市民と行政の意識の乖離を感じる。「3R」という言葉についても、市民意識アンケートを見ると、知らないという人が多くいる。今後どのようにごみの減量についてアピールをしていくのか。

市～ 今後はより伝わりやすい広報をしていきたい。現在は様々な方法で広報を行っているが、力点をおいた方がいいところなどがあれば、

ぜひ委員の皆様からもご意見をいただきたい。

- 基本施策3の使用済小型家電拠点回収について、平成29年度と平成30年度を比較すると回収量が非常に伸びている理由は何か。

市～ 中国の廃プラスチック輸入規制の影響から、不用品回収業者等が家庭から排出される小型家電を受け取らなくなったため、その分が行政での回収に流れてきたと考えている。

- 基本施策3のマイバッグ運動について、周囲の声を聞くと「レジ袋は必要だ」という声もある。その中で、どのように目標を設定していくのか。

市～ 現在、市としての目標値はないが、国が策定を進めているプラスチック資源循環戦略（案）の中で、2030年までにワンウェイのプラスチックを累積で25%排出抑制するという目標が掲げられている。しかし、レジ袋の廃止等については是非があるため、審議会の中でご意見をいただきたい。

- レジ袋をもらう理由を聞くと、「資源物を集積場に捨てる際に利用するから」という声が多くあった。そのため、ごみの出し方を見直さなければレジ袋の削減は難しいと思う。

市～ 最近のプラスチック製品削減の動きは海洋ごみ問題から派生して出た動きであり、海洋ごみは主に不法投棄されたごみによって発生する。そのため、市としては、レジ袋の全面廃止を進めようという考えではない。

- レジ袋の削減に関して、ヨーロッパでは買い物の際は紙袋の利用や、量り売りが主流となっている。そういった国ではプラスチックをどのように捨てているのかを調査しておくべき。

基本方針2 事業系ごみの排出抑制と資源化の推進

- 事業系ごみは様々なごみがあると思うが、どういったごみが対象なのか。

市～ 事業系廃棄物は一般廃棄物と産業廃棄物に大別されるが、資料の基本施策1～3に記載したものは事業系一般廃棄物に対する取り組み。事業系一般廃棄物は可燃ごみ、不燃ごみが搬入される。

- 基本施策1の事業用大規模建築物（排出事業者）への訪問指導について、新潟市には非常に多くの事業者がいるが、どういった指導を行っているのか。

市～ 訪問指導については、3,000㎡以上の建築物を持つ事業者を対象に4年に1回の頻度で行っている。実際に事業者の集積場を訪問し、本来リサイクルすべきものがごみに混入していないかを確認し、指導

している。

- 基本施策3の学校給食残渣について、残渣の処理等は市が独自で行なっているのか。それともNPO法人等に委託をして行っているのか。

市～ 民間の事業者を持ち込んでリサイクルを行っている。

- 基本施策3の食品リサイクルシステムの構築について、にいがた未来ビジョンの施策20「田園環境都市を活かしたバイオマス資源の利活用により、循環型社会を構築する。」という記載と関わりがあるのか。

市～ 廃棄物関係の部署で行っているバイオマス資源の利活用は、家庭系生ごみの堆肥化や学校給食残渣の堆肥化・飼料化などが該当する。

そのほかに、もみ殻の活用として、ハウスのボイラー燃料として使用する実証実験を行ったが、現在の状況では灯油等の方が安価なため、拡大できる状況ではないというところで実験は終了した。ただ、もみ殻の処分については農家からの要望もあるため、農業関係部署と検討していきたい。

- 基本施策2の3R優良事業者認定制度を広げていくためには、認定を受けるメリットが必要だと思う。例えば、認定を受けている事業者は入札で評価をされる等のメリットがあれば制度が浸透しやすくなる。

市～ 現状は事業者へのインセンティブが働いていない制度となっている。同制度だけでなく様々な制度で同様の状況になっているため、入札の資格要件への配慮等について、市役所全体で検討しなければならないと考えている。

基本方針3 違反ごみ対策ときれいなまちづくりの推進

- 外国人への情報提供は違反ごみ対策とつながる部分があると思うが、どのように考えているか。

市～ 外国人への情報提供としては、ごみの分別方法をお知らせする紙媒体の資料を多言語で作成している。今後、アプリを使用した情報発信も含めて必要に応じた体制で取り組んでいく。

基本方針4 収集・処理体制の整備

- 基本施策1で課題として挙げられている排出困難者の増加に対応しているのが基本方針1のごみ出し支援事業だと思うが、事業についてどのように周知を行っているのか。

市～ 基本的には自治会・町内会を通じて周知を行っており、地域の方の主体的な発想によって申請をいただいている。さらに制度を周知するため、今後は社会福祉協議会や民生委員と情報共有することで

アプローチをしていかなければいけないと考えている。

(4) 現計画における課題と社会情勢について

- 燃やすごみの収集回数について、新潟市以外の政令市は週2回とのことだが、収集回数を減らすことのメリットは何か。

市～ 収集回数が少なくなれば、収集経費が縮減される。そうすることで経費を新たな課題への対策に充てることができるようになる。

- 収集回数を少なくすることは、一般廃棄物（ごみ）処理基本計画における目標の達成とどのような関わりがあるのか。

市～ 他の政令市の状況を見ると、燃やすごみの収集回数を週3回から週2回に変更することで、ごみ量が減少する傾向にある。そのため、基本計画に掲げている家庭系ごみ量（1人1日あたり）の数値目標の達成に関係してくる。

- 政令市における1人1日あたりのごみ量を見ると、京都市と広島市は生活系が少なく、事業系が多くなっている。他の都市を見ると新潟市も含めて生活系が多く、事業系が少ない傾向にあるのはなぜか。

市～ 関西圏はマンションから排出されるごみを事業系として収集していることが多いと聞いており、そういった影響もあるのではないかと分析している。

(5) 一般廃棄物処理施設（焼却施設）のあり方について

<質問・意見等はなし>

傍聴者

1名